

よくあるご質問等（患者の皆様へ）

1 未消化の施術、返金について

Q1-1 未消化の施術はどうなるのですか。

A 1-1 東京美容スキンクリニックを経営していた医師の田島敦志（以下、「破産者」といいます。）は破産しているため、今後、施術をすることはできません。

Q1-2 未消化の施術代の返金は受けられるのですか。

A1-2 破産手続における返金は、破産法に基づき、破産配当という手続により行われることになります。

破産配当は、破産管財人において破産者の資産を換価し、優先すべき債務（税金や労働債務など）を弁済したうえで、なお資金が残る場合に、はじめて可能となります。そのため、資産の換価が終わるまでは、破産配当があるかないかは確定できないということになります。

もとより、破産者には優先的に弁済される多額の滞納公租公課（社会保険料等）がありますので、現時点においては一般の破産債権（患者の皆様が破産者に返金を求める請求権等）への配当は極めて困難な見通しです。

Q1-3 カード払いでの施術代を前払いしました。返金してもらえますか。

A 1-3 クレジット契約については、患者の皆様とクレジットカード会社との間の契約になりますので、患者の皆様において、クレジットカード会社に直接お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

Q1-4 破産手続開始前に解約手続をし、必要書類を提出しました。すでに支払った施術代は返金してもらえますか。

A 1-4 解約に伴う精算金（未消化分の施術代金）についても、直接の返金は行えず、本破産手続において、破産債権として取り扱われることになります。そして、破産債権は、破産法上、配当手続によらなければ配当（返金）を受けることができません。

また、Q1-2でご説明のとおり、現在の破産財団の状況に照らすと、精算金について破産配当を行うことは極めて難しい状況です。

Q1-5 クーリング・オフをすれば、返金を受けられるのですか。また、クーリング・オフ書面の送り先を教えてください。

A1-5 仮にクーリング・オフをして頂いても、Q1-2、Q1-4等と同様の扱いとなります。

2 その他の事項について

Q2-1 東京美容スキンクリニックの利用者（患者）は、破産管財人や裁判所との関係で、何か手続を取る必要がありますか。

A2-1 東京美容スキンクリニックを利用されていた患者の皆様において、本破産手続に関し、破産管財人や裁判所に対してお取りいただく必要のある手続は、現時点ではありません。破産手続の流れについては、「よくあるご質問等（破産手続関係）」Q1-6をご参照ください。

また、今後の破産手続に関する情報は、このホームページ上に掲載しますので、隨時ご確認ください。

Q2-2 東京美容スキンクリニックの脱毛サービスを承継する会社はいないのでしょうか。

A2-2 現状、東京美容スキンクリニックの脱毛サービスを承継する会社はおらず、その目途も立っておりません。

以上